

◎駐車監視員資格者講習課程修了者と同等以上の技能及び知識を有する者の認定の実施
道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号ロの規定により、駐車監視員資格者講習の課程を修了した者と同等以上の技能及び知識を有すると認める者として認定する場合における当該認定を、次のとおり行うので公示する。

令和8年9月25日

茨城県公安委員会委員長 関 正 樹

1 期日

令和8年11月6日（金）午前9時00分から午前10時00分まで

2 場所

茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県警察本部

3 認定手続に関する事項

(1) 申請方法

認定希望者本人が、認定申請書を持参して行うこと。

なお、認定申請書には、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真（縦3.0cm×横2.4cm）を貼付け、次の書類を添付すること。

ア 確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「規則」という。）第10条第1項第1号関係

申請者の経歴に関してその者が現に所属する長が作成する書面又は人事担当課等が作成した申請者の人事記録を証する書面

イ 規則第10条第1項第2号関係

(ア) 申請者が作成する経歴書

(イ) 申請者が最終的に在籍し、又は在籍していた放置車両確認機関（又は放置車両確認機関であった法人）において作成する書面

ウ 規則第10条第1項第3号関係

(ア) 申請者が作成する経歴書

(イ) 申請者が規則第10条第1項第1号、第2号に掲げる者と同等の経歴を有する者であることを証する書類

(2) 認定手数料

ア 金額

4,500円

イ 納入方法

認定手数料相当の茨城県収入証紙を認定申請書に貼付けること。

ウ 納入された手数料は、認定を受けなかった場合においても返還しない。

(3) 申請期間及び受付時間

令和8年10月16日（金）から令和8年10月22日（木）まで（土、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後4時まで

(4) 申請先

茨城県警察本部交通部交通指導課駐車対策係

水戸市笠原町978番6

電話 029-301-0110（内線5136）

4 定員

定員は10名とし、申請期間中であっても定員になり次第締切る。